

第176回国会 参議院予算委員会 第8号 平成二十二年十一月二十二日  
(月曜日) 梅村聡議員(民主党)の質疑(抜粋)

○梅村聡君 それでは最後に、生活保護制度について質問をしたいと思います。

この生活保護というのは、憲法二十五条に保障されている生存権、これを保障する重要な制度の一つなんでしょうけれども、しかし一方で、現在国民の間では、例えば貧困ビジネスであるとかあるいは不正受給の問題、これはごくごく一部の問題かもしれませんが、しかし、こういうものが出てくることによって、報道されることによって国民の間での制度に対する不信感ということがやはり高まってくると、これは納税者の側から、あるいは適切に受給されている側の方からしても非常に問題があることだと思っております。

この中で、本年十月二十日に、これは全国の指定都市市長会の方から、社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案というものが出されてまいりました。これは具体的には、今増えつつあるモラルハザードの問題、あるいは適切な受給ということをしっかり保障する仕組みを国でも議論をして、必要であれば法改正まで踏み込んでほしいという内容であります。

このすべてに私は賛同をするわけではありませんが、しかし、この中で二点取り上げてみたいと思います。

一つは、これは生活保護を受給される方というのは、資産、収入というものが実際には足りないということを証明すること、これが受給の要件になるわけですが、現実的に、今これを福祉事務所の方あるいはケースワーカーさんが金融機関やあるいは扶養義務者の雇用主にそれを聞いても、同意書がなければ答えられないと、あるいは生活保護法二十九条はそういうものを調査することができるという規定であって、必ずしも答えるという義務が現在の法律の中には課せられておりません。これをきっちり答える義務があるんだということをこの法律改正の中に入れ込んでほしいということが、これが市長会からの提案であります。

私もこのことは一理あると思っております、つまり今、個人情報保護法という壁がありまして、その壁があるがために正確な資産調査、収入調査というのがこれできないわけがあります。そういうことを続けていきますと、これは最終的には制度の信頼にもかかわる問題になってくる、そう考えておりますから、この市長会が今提案されている二十九条の法改正、回答義務を入れようということについての見解を厚労大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 生活保護の件でありますけれども、指定都市市長会の方から御提案をいただいております。その御提案は、生活保護法の二十九条、これの一部を改正をしてほしいと、こういうことですが、その一つは、自治体が調査をするのに、申請者や金融機関などに対して正当な理由がある場合を除き回答義務、これを課

すということ。二つ目は、調査対象を資産、収入に関するだけではなくて、それを広く拡大をすると、こういうことが要請として来ております。

それで、これを、じゃどういうふうに御要望にこたえるかという前に、この御提案については、こういうことをやろうとするならば、金融機関などのまず理解を求めていかなきゃいかぬということ。それから、回答するのが義務ということになりますと、銀行なんかの手数料をどうするかというようなそういう費用の問題もあるとか、あるいは自治体によっては、義務を広げますと果たしてその義務をきちっとやれるかどうかとか、そういうようないろいろな実務上の問題もございます。

したがって、私どもとしたら、今御提案のありましたような、それらについて運用改善でできることをまずやってみようと、こういうことで、例えば銀行などの調査については、支店だけではなくて本店でもできるとか、そういうような、**まずは運用面からの改善を**していこうと。それでもなかなかまだというようなことについては、それはもうきちっと検討をいたしまして、前向きに検討もさせていただきたいというふうに思っております。

○梅村聡君 この提案をまとめられたのは、私の地元の大阪の平松市長、大阪市長なんですけれども、私は、運用面ではもはや限界があるからこういう法改正というものが上がってきたんだと思っております。

あるいは、今日はもう質問するつもりでしたけれども、私の考えですが、医療費、医療扶助についても、私は、もちろんそれを生活扶助の上にきちりコストをオンした上できちりお渡しした上で、生活保護を受けておられる方が窓口で一定の負担をしていただくと。これは百円一枚でもいいんですよね。それはきちり生活扶助の上に乘せた上で、負担がないようにしながら、そういう形で医療も受けてもらうようにするというのが私は本来だと思っております。

これは何かといいますと、**社会保障**というのは、皆が好きなだけ使っては、これは医療資源も介護の資源もやっぱりなくなるわけですね。ある一定のモラルの中で、国民皆保険を守る上でこの生活保護制度を運用するにはどうしたらいいのかと。あるいは有限な資源を皆が好き放題使ってはいけない、モラルをきちっと守らないといけないということも、**社会保障**の中には私すごく大切な観点だと思っておりますので、是非そのことを与野党の皆さん、**枠**を超えて議論をこれからしていただきたいと思っております。

今日は、菅総理始め閣僚の皆さんに申し上げたいのは、やはり大きなグランドデザインをかいて、それを国民に説明する、それは与野党の枠を超えたっていいんだと。そして、社会保障であっても予算執行に関する、予算の使い方を考えないといけませんし、そしてやはり社会保障にもモラルが必要だと。今いろんな論戦活発でありますけれども、是非皆さんが力を合わせて社会保障の財源に取り組んでいただきたいと思っております。そのことを私は主張して、今日の質問を終わらせていただきます。